

大分市から転出される方へ

1. 新住所地での転入手続きについてのご説明

新しい住所に住み始めた日から、14 日以内に新住所地の市区町村へ転入届を提出してください。

正当な理由なく届出をされないときは、過料に処せられる場合があります。

■新住所地に転入届を提出するときに必要なもの

転出証明書(転入届の際に交付を受けた方のみ) 本人確認書類(運転免許証・パスポート等)

マイナンバー(個人番号)カード(お持ちの方のみ)

在留カードまたは特別永住者証明書、外国人登録証明書(外国籍の方のみ)

※注意 転入届を提出する際に必要な書類のみのご案内です。そのほかの届出について詳しくは転入先の市町村へお問い合わせください。

■大分市からの転出を中止することになった場合

転出証明書・本人確認書類をご持参のうえ、市民課及び各支所窓口で転出中止の届出をしてください。

■転入届を提出後で新住所地への転入前に、大分市の住民票の写し等が必要となった場合

転出異動日前日まで、大分市で交付できます。転出証明書・本人確認書類・印鑑登録証(印鑑登録証明書が必要な場合)をご持参のうえ、市民課及び各支所窓口にご請求ください。

※転入届の提出後は、コンビニ交付サービスはご利用できません。

大分市役所連絡先 電話番号

市民課	097-537-5734	鶴崎支所	097-527-2111	大南支所	097-597-1000
植田支所	097-541-1234	大在支所	097-592-0511	坂ノ市支所	097-592-1700
佐賀関支所	097-575-1111	野津原支所	097-588-1111	明野支所	097-558-1255

2. マイナンバーカードについて

■継続して利用する場合

次の条件を満たせば、お引越し後も新住所地でマイナンバーカードを継続して利用できます。

- ・転入した日から、14日以内に転入届を提出していること。
- ・転出予定日から、30日以内に転入届を提出していること。
- ・転入届をした日から、90日以内に継続利用の手続きをしていること。



※この手続きを行わなかった場合は、マイナンバーカードが失効しますので、住所変更の手続きはお早目にお願
いたします。

■旧住所地でマイナンバーカードの交付申請をした方

現在の交付申請は無効となり、再度、交付申請が必要です。交付申請を希望される方は新住所地の市区町村へお申し出ください。

■マイナンバーカードの交付申請をしていない方(これから交付申請される方)

通知カードとともに同封された交付申請書は使用できません。交付申請を希望される方は、新住所地の市区町村へお申し出ください。

3. 大分市からの転出にともなうその他の主な手続きについて

大分市から転出するときに必要な主な手続きを記載しています。手続きの際にご確認ください。

また下記以外で、現在大分市で利用している制度やサービスがございましたら、それぞれの担当課へ手続きが必要な場合があります。詳しくはそれぞれの担当課へお問い合わせください。

■市立の小・中・義務教育学校に在籍している児童生徒 学校教育課 097-537-5903

在籍している学校に転学届をし、新住所地の学校へ渡す「在学証明書」「教科書給与証明書」を受け取ってください。

転入届後の就学手続きは、市区町村で対応が異なりますので、転入先市区町村にお尋ねください。

■国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入している方 国保年金課 097-537-5736

転出する日までに国民健康保険または後期高齢者医療の資格確認書、そのほか交付を受けた限度額適用認定証をご持参のうえ、国保年金課で届出をしてください。

また、後期高齢者医療制度に加入している方で、大分県外へ転出される方は、国保年金課で後期高齢者医療負担区分証明書の交付を受けてください。

■国民年金を受給している方 国民年金室 097-537-5617

現在、日本年金機構からの郵便物が通称住所(公称住所以外の住所)宛てに送付されている場合は、年金事務所に住所変更届の提出が必要な場合がありますので、転入届を提出する市区町村を管轄している年金事務所にお問い合わせください。

■介護保険に加入している方 長寿福祉課 097-537-5741

65歳以上の方及び40歳から65歳未満で要介護認定を受けられている方は、転出する日までに介護保険被保険者証を長寿福祉課に返還してください。

■児童手当・子ども医療費助成を受けている方 子育て支援課 097-537-5796

□児童手当 転出する日までに、子育て支援課で届出をしてください。

また、転出予定日から15日以内に転入先の市区町村の担当部署に届出をしてください。

□子ども医療費助成 大分市を転出する前日まで使用できます。(市外転出後は使用できません。)

■おおいた子育てほっとクーポンについて 子育て支援課 097-537-5793

大分市を転出する前日まで使用できます。転出先が県内であれば、クーポンを持参のうえ、転入される市町村で引換交付の手続きをしてください。県外の市町村ではクーポンの使用はできません。

ただし、県内に再度転入される場合はクーポンが必要となる場合がありますので、紛失しないようご注意ください。詳細は転入される県内の市町村へお問い合わせください。

■保育施設等の手続き 子ども入園課 ①097-537-5794 ②097-537-5789

以下に該当する方は、転入先の市区町村で手続きが必要になります。詳細は転入先の市区町村の担当部署へお問い合わせください。

- ① 転入先の市区町村内の認可保育施設の利用を希望する方、または転入市区町村外の認可保育施設の申込み・継続利用をする方
- ② 転入後、幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業などの利用において無償化を希望する方

大分市の窓口で手続きが必要な場合で、直接担当窓口へ行くことが難しい時は、担当課連絡先へご相談ください。